



郡山市における包括的なまちづくりの推進に関する基本協定書の
取り交わしについて[福島県郡山市]

UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）は、郡山市と平成27年7月9日付けで「郡山市と独立行政法人都市再生機構との包括的な連携協力によるまちづくりの推進に関する基本協定書」を取り交わし、郡山市のまちづくりに関する支援を行うこととしました。（協定書取り交わしの趣旨及び概要は別紙参照）



写真左より
しながわ まさと 郡山市長
品川 万里
にいだ たきと
新居田 滝人 UR都市機構東日本都市再生本部長

お問い合わせは以下へお願いします。

東日本都市再生本部 まちづくり支援部

まちづくり支援第2チーム

(電話) 03-5323-0528

東日本都市再生本部 総務部 総務チーム

(電話) 03-5323-0087

別紙

1. 協定書取り交わしの趣旨

郡山市と独立行政法人都市再生機構は、まちづくりに係る情報を共有し包括的に連携協力することで、持続可能なネットワーク型都市システムへの転換、震災復興等まちづくりの課題に効率的かつ的確に対応し、都市づくりに基本理念として掲げた「市民が輝くまち郡山『開拓の歴史を生かした躍動感あるまちづくり』」の推進を図ることを目的に協定を締結するものです。

については、UR都市機構における今後の取り組みの可能性を視野に入れ、相互の協力関係に基づいて、具体的な支援方策を検討していくこととします。

2. 基本協定書概要

① 対象地区

本協定書の対象は、郡山市全域とします。

② 連携協力事項

- 1) 郡山駅周辺地区における都市再生に関する事
- 2) 公共公益施設の再編等に関する事
- 3) 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に関する事
- 4) 高齢者及び子育て世代に配慮したまちづくりに関する事
- 5) 環境負荷の少ない低炭素まちづくりの推進に関する事
- 6) まちづくりの推進に係る技術援助及び必要な情報交換に関する事
- 7) その他相互が必要と認める事項

③ 相互協力等

連携協力事項の成果を上げるため、郡山市は関連する施策や事業の状況、周辺事情等について適宜情報共有するものとし、UR都市機構は検討に際して保有する技術やノウハウ等を提供するものとします。